

議案第 8 4 号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年杉並区条例第 1 8 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,300	263,800	309,500	347,900
	2	169,400	266,000	311,900	350,500
	3	171,500	268,200	314,200	353,100
	4	173,600	270,400	316,500	355,700
	5	175,700	272,600	318,800	358,300
	6	177,800	274,900	321,100	360,900
	7	179,900	277,100	323,500	363,400
	8	182,000	279,300	325,800	365,900
	9	184,200	281,500	328,100	368,400
	10	186,400	283,800	330,400	370,800
	11	188,600	286,000	332,600	373,200
	12	190,800	288,200	334,900	375,600
	13	193,000	290,400	337,200	378,000
	14	195,000	292,600	339,500	380,300
	15	197,200	294,800	341,900	382,600
	16	199,300	297,100	344,300	384,800
	17	201,400	299,400	346,700	386,900
	18	203,600	301,700	349,100	389,000
	19	205,800	304,000	351,600	391,100
	20	208,000	306,300	354,100	393,100
	21	210,200	308,600	356,600	395,100
	22	212,400	310,900	359,000	397,000
	23	214,600	313,200	361,400	398,800
	24	216,800	315,500	363,800	400,600
	25	219,000	317,800	366,100	402,400
	26	221,000	320,100	368,400	404,100
	27	223,200	322,300	370,700	405,800
	28	225,400	324,600	372,900	407,400
	29	227,600	326,800	375,000	409,000
	30	229,800	329,000	377,100	410,500
	31	232,000	331,200	379,200	411,900
	32	234,200	333,400	381,100	413,300

33	236,400	335,600	383,000	414,700
34	238,500	337,700	384,800	416,000
35	240,600	339,800	386,500	417,300
36	242,800	341,800	388,100	418,500
37	245,000	343,800	389,600	419,600
38	247,200	345,700	391,000	420,700
39	249,400	347,500	392,400	421,800
40	251,600	349,300	393,700	422,800
41	253,800	351,100	394,900	423,800
42	256,000	352,800	396,100	424,700
43	258,200	354,400	397,300	425,600
44	260,400	356,100	398,400	426,500
45	262,600	357,700	399,500	427,300
46	264,800	359,300	400,500	428,100
47	266,800	360,900	401,500	428,800
48	269,000	362,400	402,500	429,500
49	271,200	363,900	403,500	430,200
50	273,400	365,300	404,400	430,900
51	275,600	366,700	405,300	431,500
52	277,800	368,100	406,200	432,100
53	280,000	369,500	407,000	432,700
54	282,200	370,800	407,800	433,300
55	284,400	372,100	408,600	433,900
56	286,600	373,400	409,400	434,500
57	288,800	374,600	410,200	435,100
58	290,900	375,800	410,900	435,700
59	293,000	376,900	411,600	436,300
60	295,100	378,000	412,300	436,900
61	297,200	379,100	413,000	437,500
62	299,300	380,200	413,600	438,100
63	301,300	381,200	414,200	438,700
64	303,400	382,200	414,800	439,300
65	305,500	383,200	415,400	439,700
66	307,500	384,100	416,000	440,200
67	309,600	385,000	416,600	440,700
68	311,700	385,900	417,200	441,200

再任用職員以外の職員

69	313,800	386,700	417,800	441,700
70	315,800	387,500	418,400	442,200
71	317,800	388,300	419,000	442,700
72	319,800	389,100	419,600	443,200
73	321,800	389,900	420,200	443,700
74	323,800	390,600	420,800	444,200
75	325,800	391,300	421,400	444,700
76	327,800	392,000	422,000	445,200
77	329,800	392,600	422,500	445,700
78	331,700	393,200	423,000	446,200
79	333,600	393,800	423,500	446,700
80	335,400	394,400	424,000	447,200
81	337,100	395,000	424,500	447,700
82	338,800	395,600	425,000	448,200
83	340,500	396,200	425,500	448,700
84	342,100	396,800	426,000	449,200
85	343,600	397,400	426,500	449,700
86	345,100	398,000	427,000	450,100
87	346,600	398,600	427,500	450,500
88	348,000	399,200	428,000	450,900
89	349,400	399,800	428,500	451,300
90	350,700	400,400	429,000	451,700
91	352,000	401,000	429,500	452,100
92	353,200	401,600	430,000	452,500
93	354,400	402,100	430,400	452,900
94	355,500	402,600	430,800	453,300
95	356,600	403,100	431,200	453,700
96	357,600	403,600	431,600	454,100
97	358,600	404,100	432,000	454,500
98	359,500	404,600	432,400	454,900
99	360,400	405,100	432,800	455,300
100	361,200	405,600	433,200	455,700
101	361,900	406,100	433,600	456,100
102	362,600	406,600	434,000	
103	363,300	407,100	434,400	
104	363,800	407,600	434,800	

105	364,400	408,100	435,200	
106	365,000	408,600	435,600	
107	365,600	409,100	436,000	
108	366,200	409,600	436,400	
109	366,800	410,100	436,800	
110	367,300	410,600	437,200	
111	367,800	411,100	437,600	
112	368,300	411,600	438,000	
113	368,800	412,100	438,400	
114	369,300	412,500		
115	369,800	412,900		
116	370,300	413,300		
117	370,800	413,700		
118	371,300	414,100		
119	371,800	414,500		
120	372,300	414,900		
121	372,800	415,300		
122	373,300	415,700		
123	373,800	416,100		
124	374,200	416,500		
125	374,600	416,900		
126	375,000	417,300		
127	375,400	417,700		
128	375,800	418,100		
129	376,200	418,500		
130	376,600			
131	377,000			
132	377,400			
133	377,800			
134	378,200			
135	378,600			
136	379,000			
137	379,400			
138	379,800			
139	380,200			
140	380,600			

141	381,000				
142	381,400				
143	381,800				
144	382,200				
145	382,600				
146	383,000				
147	383,400				
148	383,800				
149	384,200				
150	384,600				
151	385,000				
152	385,400				
153	385,800				
154	386,200				
155	386,600				
156	387,000				
157	387,400				
158	387,800				
159	388,200				
160	388,600				
161	389,000				
162	389,400				
163	389,800				
164	390,200				
165	390,600				
166	391,000				
167	391,400				
168	391,800				
169	392,200				
再任用 職員		233,600	273,300	295,900	334,700

附 則

- 1 この条例は、平成25年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 平成25年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第2項（同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年杉並区条例第4号）第4条第1項又は公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成14年杉並区条例第5号）第3条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成24年4月1日（同月2日から平成25年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成24年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年杉並区条例第19号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、平成24年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を

減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成24年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

(3) 平成24年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

4 平成24年4月1日から平成25年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の平成25年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給料表を改定する必要がある。

給料表改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容
給 料 表	別表第1 1 職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差(783 円、 0.19%) を解消するため、給料月額を引き下げる。 2 大学卒程度の初任給までの号給は据え置く。
施 行 期 日 等	1 平成25年1月1日から施行する。 2 平成24年4月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡 が図られるよう、平成25年3月支給の期末手当の額について必要な 調整措置を講ずる。